

○姫路市地域公共交通会議陸運分科会規約

平成27年8月3日

(趣旨)

第1条 この規約は、姫路市地域公共交通会議陸運分科会（以下「陸運分科会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 陸運分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現のために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の地域交通施策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 陸運分科会の運営方法その他陸運分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 陸運分科会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の職員
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部の職員
- (4) 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 市域を管轄する警察署の職員
- (7) 市長又はその指名する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 陸運分科会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、陸運分科会の会務を総理し、陸運分科会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 陸運分科会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 陸運分科会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 陸運分科会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 陸運分科会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、陸運分科会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 陸運分科会の庶務は、都市局において処理する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他陸運分科会の運営に関し必要な事項は、陸運分科会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成27年8月3日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。